



防犯やまがた

発行編集

公益社団法人
山形県防犯協会連合会
〒990-0023 山形市松波二丁目8番1号
TEL・FAX 023-624-3800
ホームページアドレス
<http://www.yamagata-bouhan.or.jp/>

平成30年度

“明るいやまがた”

夏の安全県民運動

期間 平成30年7月20日(金)～8月19日(日)

運動の重点と推進事項

●青少年の健全育成といじめ・非行及び犯罪被害防止

- 「おはよう」「ありがとう」「失礼します」「すみません」といった挨拶をしよう。
- 親が率先して地域行事に参加し、子どもを地域行事に参加させよう。自然体験や社会体験などを通して、子どもと多くの感動を共有しよう。
- 子どもの小さな変化にも気を配り、いじめや非行を早めに発見して、予防に努めよう。
- インターネットやSNS等の利用を家族で話し合い、家庭におけるルールを作り、フィルタリングを設定しよう。



●海・山・川での事故防止

- 子どもの遊泳には保護者が同行し、目を離さないようにしよう。
- 十分に水分を補給するなど、熱中症にならないよう体調に注意しよう。
- 危険な場所で遊んでいる子どもには、遠慮せずにみんなで注意しあおう。
- 登山やキャンプなどは事前計画をしっかりし、確実に届出をしよう。GPS機能を有効に活用しよう。



●身近な犯罪等の防止

- 「自分たちの地域の安全は自分たちの手で守る」という意識を持ち、互いに声を掛け合い、防犯診断や青パトによるパトロール活動に協力するなど、地域ぐるみで犯罪を防止しよう。
- 振り込め詐欺をはじめとするうそ電話詐欺（特殊詐欺）や悪質商法の手口を知って、被害を防止しよう。
- 地域ぐるみで子どもや女性、高齢者を犯罪から守る活動をするなど、地域住民の絆を強め、地域社会の防犯力を高めよう。



防犯関係を掲載しています。詳細は平成30年度“明るいやまがた”夏の安全県民運動実施要綱に掲載されています。



「施錠」で盗難被害から守ろう!!

住宅対象の侵入窃盗、車上ねらい、自転車等の乗り物盗難等の県民の身近で発生する犯罪のほとんどは、「無施錠」による被害です。県民一人ひとりが、自分の地域で発生している犯罪に関心を持ち、確実に施錠するなど自分でできる防犯対策を実行することにより、犯罪被害を未然に防止しましょう。

<住宅防犯の基本>

- ・窓の鍵は必ず掛ける～鍵は「CP認定錠」を!
2階でも鍵のかけ忘れは厳禁
短時間の外出でも、必ず施錠
- ・2階に上る足場になるような物を置かない。
- ・塀やベランダなどは見通しを良くする。
- ・自宅には多額の現金を置かない。

◇「自転車防犯登録」で自転車を守ろう

<乗り物盗難防止の基本>

- ・自転車を駐輪する際は、必ず鍵をかける。
～「ツーロック」を!
- ・自転車を放置しない。
- ・自動車は、「キー抜き、ドアロック」を確実にを行う。



◎ 子どもの安全を確保しよう!!

◇子どもが身を守るための **いかに**のおすし

- い**かない～知らない人について行かない。
- の**らない～知らない人の車に乗らない。
- お**おごえ～大声で「助けて」、「嫌だ」と叫ぶ。
防犯ブザーを鳴らす。
- す**ぐに逃げる～知らない人から逃げる。
逃げるときは、他の大人の人がいる方に逃げる。
- し**らせる～家の人に何があったかを知らせる。

◇こども110番連絡所を知ろう

子どもが緊急時に避難できる場所となる「こども110番連絡所」を覚えておきましょう。



◇一人でも多くの住民の目で、「死角」をなくそう



青パトや見守り隊による通学路の巡回、パトロール等による子どもを見守る活動を行っていますが、地域住民の関心を高め、児童の登下校時間帯等に、日常行う活動(買い物、植木の水やり、犬の散歩、ジョギング、玄関の清掃等)を無理のない範囲で行って、道行く子ども達を見守る目、異変を察知する目を増やして、地域に潜む死角を無くす、犯罪被害に遭わない地域づくりを進めましょう。また、地域の情報は、県警察で配信中の「やまがた110ネットワーク」を利用しましょう。

●第57回 山形県少年の主張大会●

～今伝えたい私のメッセージ～

- 《と き》平成30年9月24日(月)午後1時から
- 《ところ》山形国際交流プラザビッグウイング
- 《内 容》中学生として訴えたい熱い「思い」や「夢」、「目標」が自らの体験や実感を通じて語られます。
勇気や感動を与えてくれます。
- 《入 場》入場料は無料です。

多くの皆様のご来場をお待ちしています。

賛助会員を募集しています

当連合会では、“みんなでつくろう安心の街”の活動にご賛同いただく賛助会員を募集しています。

- 1.会 員** 当連合会の目的に賛同し、事業を財政面から支援する法人・団体又は個人です。
- 2.年間会費** ●法人・団体…1口 1万円
●個人……………1口 5千円
(団体・個人とも口数に制限はありません。)
- 3.入会手続** 当連合会まで、お気軽にお問い合わせ下さい。「入会申込書」をお送りします。
(電話023-624-3800)

多くの皆様のご理解、ご協力をお願いします。